住民投票に関する市民説明会（市長とのタウンミーティングと同時開催）　市民意見要旨

10 月 18 日（日）14:00～15:30　光明台南小学校体育館

| 意見概要 | 市の回答 |
|---|---|
| 和泉中央住宅展示場への移転となると１６人の賛同がいる。住民投票に委ねることも必要かと思うが法的根拠はなく、あくまで参考にしていただくということなので、このことを市民に周知徹底しないと、誤解を生むのではないか。 | 本来議会で決めるべき案件を市民に決めていただくという議案を提案し、可決されたもので、今回の住民投票はたいへん重いものであると考える。<br>仮に移転への賛成が３分の２を超えれば、行政としてはこれまでの現地建て替えという方針を改め、和泉中央住宅展示場跡地への移転に取組んでいく。 |
| 和泉市ホームページ資料では、A,B,C,D の４案があり、C,D の案が残り、３号館と４号館が残り、１号館と２号館が除却となるということでいいか。 | ホームページでご覧頂いたのは、過去に出された資料と思われ、現在検討しているのは３号館のみ残し、他の庁舎は全て撤去し１棟新築するもの。 |
| 借地料は３，０００万円だけになるのか。 | 庁舎敷地だけでは約３，０００万円だが、第２駐車場や公用車駐車場も借りており、総額６，２００万円となる。<br>今回の庁舎建設に際しては、立体駐車場建設を計画しており、このことにより来客用駐車場や第２駐車場を返却する計画であり、新庁舎整備後には借地料が約３，０００万円となる。 |
| 現市立病院を活用するとなっているが、新たに市立病院が建設されるのか。 | 市民グランドに平成３０年春オープンを目指して設計を行なっている。 |
| 事業費計には６９億と８６億とあるが、建築面積も異なっている。また借地もあり地権者が手放すとは考えにくい。 | 建物面積について、現庁舎敷地での建て替えは３，０００㎡の３号館を活用することで、新築１３，０００㎡と併せて１６，０００㎡と考えているが、和泉中央住宅展示場跡地へ移転すると、３号館を一体 |

| 意見概要 | 市の回答 |
| --- | --- |
| | 的に活用することは困難であるため、１６，０００㎡の建築面積が必要と考えている。その場合、３号館は出張所機能等、他の用途で活用する。<br>借地については、庁舎が現地に残った場合に売却いただけるか交渉しており、３件のうち１件は売却してもいいとの意向であり、他の２件は交渉中。借地解消に向けて努めていく。現時点ではっきりとしたことを報告できないので、このような表現としている。 |
| 基金８億円は事業に充当するのか。国・府からの補助などあるか。 | 基金は事業に充当する。<br>国・府からの補助はなく、市の事業として借り入れなどを行なって進めていく。 |
| 税金は上がるのか。 | 庁舎を建てるにあたり、市民の税金が上がるものではない。 |
| ３分の２を超えることを庁舎移転の判断基準とすることは不公平だと考える。 | 住民投票とは市民の意見を得るものではなく、本来議会で決めるべき案件を市民に決めていただくという重みを持つものであり、議会で移転を決定するのに必要とされる３分の２を判断基準とした。<br>ただし、３分の２なければ移転できないのではなく、市長の判断と民意がずれているということであれば、有権者の５０分の１で直接請求できるので、市長は議会に移転議案を提案しなければいけない。また、２名の議員が移転議案を提案する方法もある。 |
| 憲法改正では国会の３分の２で、国民投票は過半数で以って決定するのに、なぜこの住民投票では議決と同様に３分の２を求めるのか。 | 憲法改正については重要な議案でありまず国会で決めるだけで本来十分であるが、民意と国会の判断が一致しているかを判断してもらうために国民投票を行なうもので、そもそも制度が違う。 |
| ３分の２はハードルが高すぎて、移転は困難であり税金を投入して | ３分の２を超えた場合、市長が自ら移転条例案を議会に提案すると |

| 意見概要 | 市の回答 |
| --- | --- |
| 住民投票をやる必要はないのではないか。 | いうものであり、仮に超えない場合であっても、議員から移転条例案を提案することも可能で、３分の２の賛成があれば可決する。 |
| 第６回庁舎整備特別委員会で出されていた資料と今回の資料は異なっており、もともとは現在地に偏っていると委員からも意見が出ていた。<br>和泉中央住宅展示場跡地に移転するには３分の２必要なら、現庁舎敷地であるにも３分の２とすればいいのではないか。 | 今日配布している資料は公平・公正な情報提供を踏まえ、議員にも確認していただいたた中で出している。<br>市役所が現在地にあることは重みがあり、これを動かすには例え近隣への移転であっても議会で３分の２の議決が必要であることを理解いただきたい。 |
| 現地とする理由に事業費が安いということがあると思うが、借地だと未来永劫払わないといけない。将来のことを考えて決めてもらいたい。 | 借地はできるところから解消している。<br>中立的な立場から、どちらがいいかは控えるが、事業費が安いからということではなく、総合的な判断から現庁舎敷地を市の考えとしたもの。 |
| 憲法７５条で２分の１と規定されている。<br>住民投票は市長の思いを以って実施するものではなく、３分の２を意識することなく、市民には投票してもらいたい。 | 地方自治法に特別議決として庁舎の移転で３分の２が規定されており、これに基づき市としての判断基準を示したもの。 |
| 想定事業費について、仮に移転した場合、現庁舎の市有地の取扱いはどうなるか。<br>移転した場合、売却費用を和泉中央住宅展示場での事業費に充当できるのではないか。 | 現　庁舎敷地から移転しても３号館とコミュニティセンターは残すため、駐車場１００台分ほど必要となる。<br>この敷地だけでも現在の市有地でおさまらず、借地の一部を購入する必要があり、売却できる土地はない。 |
| 用地購入については、ＵＲから購入する場合に比べ、現庁舎の借地購入については地権者も思い入れがあると思う。<br>路線価で計算しているということだが、積み上げ方によっては逆転することもありえるのではないか。 | 借地解消に向けて交渉を進めており、３件のうち１件からは売却してもいいとの意向を頂いている。<br>市としても現庁舎敷地で新築となればいつまでも借地を続けることは考えられず、解消していきたい。 |

| 意見概要 | 市の回答 |
| --- | --- |
| | 投票に際しては、不確定要素も含めて判断いただくしかない。<br>和泉市は市域を北部、北西部、中部、南部の４圏域に分けてそれぞれ、リージョンセンター、シティプラザと整備しており、市役所がなくなれば北西部地域にも何らかの行政サービスの拠点施設が必要となる。 |